令和７年(2025年)７月11日

保護者の方へ

北海道遠別農業高等学校長　武田　幹弘

いわゆる高校無償化に係る申請について

このことについて、いわゆる高校無償化を受けるには、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）及び高校生等臨時支援金（以下、「臨時支援金」という。）の申請をしていただく必要があります。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、次のとおり届出してください。

記

１　届出期日

令和７年(2025年) ７月25日（金）

２　届出方法

本校ホームページの【事務室・証明書】内、｢高校生等就学支援金｣についての｢就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」各種マニュアル」②新規申請編、臨時支援金申請編を参照してください。

３　留意事項

(1) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円未満となった場合は、就学支援金の対象となり、30万4,200円以上の場合は、臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額

※　政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※　支給対象となる生徒等本人が平成21年１月２日から平成21年４月１日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

(2) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。

担当：事務室　藤本

TEL：01632-7-2376